



## 助成対象者

老朽建築物の除却に伴い、  
移転する建物賃借人又は  
借地上の建物所有者。  
(個人のみ対象。**法人は対象外。**)

## 助成内容

- 実費比較し、少ない額
- ① 住居用家財  
移転費用助成  
(引越し費用)  
上限 **10** 万円
  - ② 移転先家賃費用助成(家賃3か月分)  
上限 **30** 万円  
(単身者の場合: 上限 **26.8** 万円)  
(民間賃貸住宅のみ対象。**公営住宅等は助成対象外。**)

## 助成の要件

- 助成対象者(その世帯も含む)が、老朽建築物に**2年**以上継続して居住していること。
- 住替え先が、東京都防災都市づくり推進計画で指定されている「整備区域又は不燃化特区内の老朽建築物」**以外**であること。

## 助成の流れ

## 申請に必要な書類

申請の  
タイミング

### 事前相談



⚠ 交付対象確認申請は、住替え先に引越しを行う前に必ず行ってください。

1

申請者 目黒区

交付対象確認申請書の提出

約2週間

交付対象確認通知書の交付

引越し可能

移転先住居に引越し  
完了後**3か月経過**

- ☐ 交付対象確認申請書(様式はHPへ)
- ☐ 未納の無いことが分かる納税証明書  
(申請時の前年度の市区町村民税の納税証明等)
- ☐ 移転前(元の場所)の住民票の写し(世帯全員分)
- ☐ 移転先の賃貸借契約書のコピー
- ☐ 引越しの見積書のコピー
- ☐ 委任状(代理人が申請する場合)
- ☐ その他区長が必要と認める書類
- 【賃借人の方】
- ☐ 除却予定の老朽建築物の賃貸借契約書のコピー
- ☐ 除却を伴う退去が必要であることがわかる書類(退去通知等)
- 【借地上の建物所有者の方】
- ☐ 借地に関する契約書のコピー
- ☐ 建物の登録事項証明書\*

2

助成金等交付申請書の提出

約2週間

助成金等交付決定通知書  
の交付

- ☐ 助成金等交付申請書(様式はHPへ)
- ☐ 移転後(新しい場所)の住民票の写し(世帯全員分)
- ☐ 移転先の住居費(家賃)の支払明細書または領収書のコピー  
(引越し後3か月分)
- ☐ 引越しの契約書または領収書のコピー

3

助成金等支払請求書の提出

約4週間

入金 ※口座で確認して  
ください。

- ☐ 助成金等支払請求書(様式はHPへ)

申請内容に変更が  
生じた場合は、速やかに  
ご相談ください。

※法務局で取得した公印付の証明書になります。  
(登記情報提供サービスで取得したものは不可。)

各種様式  
不燃化特区制度  
区Webページ

